

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則案の概要

1. 改正理由

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和42年福岡県規則第49号。以下「細則」という。）では、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「施行令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「施行規則」という。）に基づく宅地造成等に関する工事に係る許可等の規定について定めている。

今般、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

2. 改正の概要

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等の規定について、以下の改正を行うもの。

- (1) 法第12条第1項及び法第30条第1項に規定する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請に係る様式等を規定する。
- (2) 法第16条第1項及び法第35条第1項に規定する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請に係る様式を規定する。
- (3) 細則第5条に規定する報告を廃止する。
- (4) 法第19条及び法第38条に規定する定期の報告に係る様式を規定する。
- (5) 法第15条第1項及び法第34条第1項に規定する国又は都道府県、指定都市若しくは中核市との宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての協議に係る様式等を規定する。
- (6) 法第21条第1項及び法第40条第1項の規定による届出について、変更の届出に係る様式を規定する。
- (7) 施行規則第58条第1項第2号、及び同第2項第2号の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の際に必要な書類について規定する。
- (8) 工事着手届出書の様式及び添付書類を規定する。
- (9) 施行規則第88条の規定による証明書の交付に係る申請様式を規定する。
- (10) 法及び細則に定める申請書を提出する際の提出先について規定する。
- (11) その他所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和7年10月1日